第61条　（略） ２　第47条第１項及び第48条の規定は登録について、第47条第２項及び第３項、第49条並びに第51条から第59条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 三　第58条第１項（第61条第２項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第58条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	第56条　（略） ２　第42条第１項及び第43条の規定は登録について、第42条第２項及び第３項、第44条並びに第46条から第54条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 三　第53条第１項（第56条第２項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第53条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
様式第六十六（第七十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第２項において準用する同法第59条第１項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。 （略）	様式第六十六（第七十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において準用する同法第54条第１項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。 （略）

（建築士法施行規則の一部改正）

第二条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（帳簿の備付け等及び図書の保存） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号ロにあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十七条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行つた場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める図書 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十七条第一項の規定による評価及び説明を行つた場合　同項に規定する書面 ロ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十七条第二項の意思の表明があつた場合　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十一条の四に規定する書面 ５　（略）	（帳簿の備付け等及び図書の保存） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書のうち次に掲げるものとする。 一・二　（略） （新設） ５　（略）